

2024年3月26日

東武トップツアーズ株式会社

弊社広島支店の貸切バス手配に関する行政処分について

表記の件、弊社広島支店（広島県広島市）が2022年9月3日に貸切バスを利用して実施した旅行において、貸切バス事業者からの見積額及び請求額に対し、弊社自らの距離及び時間の運賃料金の確認を怠ったことに起因して、当該事業者が届出の運賃・料金の下限を下回ってバスを手配していたケースが1件発生していたことが分かりました。（旅行業法第13条第3項第2号違反）

この過失により、弊社広島支店が以下の通り行政処分を受けることとなりましたのでご報告申し上げます。

支店名 : 東武トップツアーズ株式会社 広島支店  
所在地 : 広島県広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル6階  
処分内容 : 旅行業法第19条第1項により9日間の業務停止  
期間 : 2024年3月27日（水）0時～4月4日（木）24時

業務停止期間中のお取り扱いについて

- ・新規のご予約について  
新規のご予約につきましてはお引き受けできません。お客さまには多大なるご迷惑をおかけし誠に申し訳ございません。
- ・既にご予約済の旅行について  
お取消し、ご人数の変更(減員)、日程・コース等の変更については承りますが、人数の変更(増員)につきましてはお引き受けできません。お客さまには多大なるご迷惑をおかけし誠に申し訳ございません。

このたびは、お客さま及び関係者の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

今後は関係各所と密接な連携を取りながら、このような事態を二度と発生させることがないように、再発防止に努めてまいります。

以上